

令和 7 年 1 月 27 日

令和 6 年度第 10 回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和7年1月27日(月)

午後1時30分開会～午後2時57分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 3階 301 会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定
による届出について

報 告 4 農地法第5条の規定による許可書の返戻届について

報 告 5 認定電気通信事業者の行う中継施設等の事業中止について

報 告 6 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地
利用集積等促進計画について

議案第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第44号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第46号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について

議案第47号 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の承認について

4. 出席農業委員(25名)

1 番 菅 原 ひろみ 委員

2 番 小野寺 正 晃 委員

3 番 布 塚 幸 子 委員

4 番 中 本 奈 美 委員

5 番 白 川 知 則 委員

6 番 高 橋 順 子 委員

7 番 佐々木 ひろ子 委員

8 番 櫻 井 正 幸 委員

9 番 齋 藤 真理子 委員

10 番 菅 原 清 一 委員

11 番 佐々木 正 彦 委員

12 番 下 山 信 行 委員

13 番 高 橋 英理子 委員

14 番 只 埜 和 臣 委員

15 番 鈴 木 至 委員

16 番 佐 藤 裕 之 委員

18 番 佐々木 俊 通 委員

19 番 佐々木 大 委員

20 番 中 森 昭 悦 委員

21 番 中 鉢 守 委員

22 番 菅 原 まり子 委員

23 番 今 野 久 男 委員

24 番 中 條 泰 洋 委員

25 番 熊 谷 安 正 委員

26 番 佐々木 政 直 委員

5. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

21 番 高 橋 信 宏 委員

22 番 遊 佐 幸 広 委員

23 番 伊 藤 吉 弘 委員

6. 欠席委員(1名)

17 番 佐 藤 伸 幸 委員

7. 遅刻委員(なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

9. 出席職員

事務局長 竹 内 満 博

事務局次長 藤 本 将 寛

事務局長補佐 星 充 浩

事務局長補佐 桑 添 滋 行

主幹兼係長 石 垣 佳 子

主幹兼係長 今 野 春 樹

主査 湯 山 栄 大

主事 鈴 木 聖 己

主幹 佐々木 賢

主幹兼係長 大 沼 淳 子

主査 三 塚 裕 介

会計年度任用職員 千 葉 嘉 一

午後1時30分開会

事務局(桑添滋行事務局長補佐)

ただいまから、令和6年度第10回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会にあたりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶を申し上げます。

会長(佐々木政直委員)

〔挨拶〕

事務局(桑添滋行事務局長補佐)

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしく

お願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、17 番佐藤伸幸委員であります。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第 9 条の規定により、令和 6 年度第 10 回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の 3 会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日 1 日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の 4 議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。13 番高橋英理子委員、14 番只埜和臣にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、桑添滋行事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の 7 審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔報告 1 ～ 6 の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告 1 から報告 6 の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。5 番委員。

5 番（白川知則委員）

報告 1 の番号 189 について質問いたします。ほかの農地と交換ということですが、どの農地とどの農地を交換するのか具体的に教えてください。

それから、報告 1 の番号 266 について、転用の目的をご説明願います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

番号 189 については、議案第 43 号番号 150, 151 で交換の案件が出ております。

番号 266 については、議案第 45 号番号 149 の案件で審議する予定となっております。

議長（佐々木政直会長）

よろしいでしょうか。5 番委員。

5 番（白川知則委員）

番号 189 に関連して議案第 43 号番号 150, 151 で交換するに至った経緯がわかれば教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

今回、農地を交換することで、双方にとって耕作しやすくなるため、解約及び、申請を受け付けております。

議長（佐々木政直会長）

5 番委員，よろしいでしょうか。

5 番（白川知則委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか確認しておきたいことはございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

報告 4 の許可書の返戻届について転用計画の廃止とありますが、何か問題があったのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

地盤調査の結果，設置が困難であると判断されたため，返戻となりました。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員，よろしいでしょうか。

2 番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，これより議案審議に入ります。議案第 43 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について」番号 147 から 175 までの 29 か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

はじめに番号 153 についてですが，貸主のうちの 1 名がお亡くなりになったため，本件は取り下げさせていただきます。

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

議案第 43 号番号 167 の 1 か件については， 番委員が関係する案件であります。この 1 か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第 43 号番号 167 の 1 か件について，先に審議いたします。

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき，議事参与の制限により， 番委員は当該議案が終了するまで退席し，関係議案終了後に入室・着席願います。 番委員退席願います。

〔 番 委員 退席〕

議長（佐々木政直会長）

議案第 43 号番号 167 の 1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 43 号番号 167 の 1 案件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 43 号番号 167 の 1 案件について許可と決定いたします。■番委員の入室を認めます。

〔■番 ■■■■■委員 入室〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 43 号番号 147 から、番号 153 を除く 166 までと、番号 168 から 175 の 27 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。2 番。

2 番（小野寺正晃委員）

番号 161 について質問いたします。借主はどのような会社で、これほど大きな面積に何を作付けし、どのような営農計画を立てているのか、また契約期間が 1 年と短い理由を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

今回の借主は農業生産法人となっております。主に農産物の生産、加工、販売、貯蔵及び運搬等、農業全般を取り扱う法人で、作付けする作物は水稻と伺っております。また契約期間の件ですが、1 年ごとの法定更新ということで、貸主と借主、両者間での取決めとなっております。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員、よろしいでしょうか。

2 番（小野寺正晃委員）

1年ごとの自動更新ですと、確かに作付けはするのですが、耕作をお願いする側も、そのうち耕作してもらえなくなるかもしれないという不安が出てくるかと思うので、確実に複数年契約を進めてもらいたいです。以上です。

議長（佐々木政直会長）

18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

番号161への質問に関する補足です。推進委員からの報告によると、貸主は一昨年怪我をし、営農が困難なため、昨年の作付けも他者に依頼したとのことでした。また、体調が回復し次第、自分で営農を再開したいという意向も報告されており、そのための単年契約であると理解しております。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

21番委員。

21番（中鉢守委員）

補足です。こちらの会社は、先月の総会でも話題に上ったもので、自社で保有する土地を、代表が同じ関連会社は無償で区分地上権を貸し、営農型太陽光発電を行っている会社です。

議長（佐々木政直会長）

その他、質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第43号番号147から153を除く166までと、番号168から175の27か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第43号番号147から153を除く166までと、番号168から175の27か件について許可と決定いたします。

次に、議案第44号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について」番号7、8の2か件について審議いたします。事務局の説

明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願いします。

11 番委員。

11 番（佐々木正彦委員）

1 月 24 日金曜日午前 9 時から、19 番委員、20 番委員、21 番委員、21 番推進委員、22 番推進委員、23 番推進委員の 6 名と事務局 2 名で現地調査をしてまいりました。

番号 7 の報告を 21 番推進委員お願いします。

21 番（高橋信宏推進委員）

番号 7 を報告いたします。転用目的は、農業用倉庫の設置です。申請地周辺の状況は、居住者の敷地に接する農地で、宅地と田畑に囲まれています。今回、農地の一面にある農業用倉庫を分筆し、倉庫にする計画です。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 8 の報告を 22 番委員お願いします。

22 番（遊佐幸広推進委員）

番号 8 を報告いたします。転用目的は、進入路、植栽及び、駐車場としての利用です。申請地周辺の状況は、宅地と田に囲まれています。管理状況は、植栽が施され、除草管理されていきました。農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地ですが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置される計画であるため、不許可の例外規定に該当します。雨水は土側溝に流す計画となっており、周辺農地への影響はないと判断されます。なお、敷地入り口と奥の方に碎石が敷かれており、無断転用に該当すると判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 44 号番号 7, 8 の 2 案件について質疑を承ります。質疑
ございませんか。18 番委員。

18 番（佐々木俊通委員）

番号 8 について質問いたします。砕石が敷かれ、無断転用に該当するとの報告
がありましたが、それがいつ頃のことなのか、また、その経緯を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

平成元年頃から、申請人の亡父が進入路や駐車場として使用していたと伺って
おります。

議長（佐々木政直会長）

18 番委員、よろしいでしょうか。

18 番（佐々木俊通委員）

大分前から、無断転用の状態にしていたのは申請人の亡父ということから、申
請人より顛末書の提出が必要かと思えます。

議長（佐々木政直会長）

番号 8 に関連して何か質疑はございませんか。なければ、先ほど 18 番委員か
らご意見があったように、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を
求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議がないようですので、議案第 44 号番号 7 の 1 案件については許可
相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか、また、番号 8 の 1 案件につい
ては、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用で
ある旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませ
んか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 44 号番号 7 番の 1 案件については許可相当と認

め、県に進達いたします。また番号8の1か件については、申請人から会長及び県知事宛に顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

次に、議案第45号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」番号145から153の9か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願いします。

11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

現地調査の報告をいたします。番号145を21番推進委員お願いします。

21番（高橋信宏推進委員）

番号145を報告いたします。転用目的は、農業用倉庫の設置及び、大型トラック駐車場5台分、従業員用駐車場、2トントラック駐車場18台分、車両待機場、作業スペース、車両通路等としての利用です。申請地周辺の状況は、水田が広がり宅地と道路に接する農地です。管理状況は、稲刈り後の状態でした。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地ですが、農業用施設等が設置される計画であるため、不許可の例外規定に該当します。雨水はU字溝に流し、汚水は発生せず、土砂流出対策として、境界に擁壁を設置する計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号146を22番推進委員お願いします。

22番（遊佐幸広推進委員）

番号146を報告いたします。転用目的は、店舗及び駐車場の設置です。申請地周辺の状況は、宅地と農地に接する農地です。管理状況は、除草管理されていました。農地区分は、都市計画区域内で、用途指定されている第3種農地です。雨水はU字溝に、汚水は公共下水道に流し、土砂流出対策は特になく、土盛りをしない計画ですが、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 147 を 19 番委員お願いします。

19 番（佐々木大委員）

番号 147 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 166 枚の設置です。申請地周辺の状況は、山林と畑に囲まれています。管理状況は、除草管理されていきました。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 148 を 23 番推進委員お願いします。

23 番（伊藤吉弘推進委員）

番号 148 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 160 枚の設置です。申請地周辺の状況は、宅地、山林、畑に囲まれています。管理状況は、伐採、除草管理されていきました。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 149 を 21 番委員お願いします。

21 番（中鉢守委員）

番号 149 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 192 枚の設置です。申請地周辺の状況は、山林に囲まれています。管理状況は、雑草が繁茂し、枯れた状態でした。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 150 を 20 番委員お願いします。

20 番（中森昭悦委員）

番号 150 を報告いたします。転用目的は、賃貸住宅 3 棟、駐車場 9 台分、庭、通路等の設置です。申請地周辺の状況は、宅地と畑に囲まれています。管理状況は、雑草が繁茂し、枯れた状態でした。農地区分は、10 ヘクタールに満たない

小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は土側溝へ、汚水は公共下水道に流す計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 151 を 21 委員お願いします。

21 番（中鉢守委員）

番号 151 を報告いたします。転用目的は、グループホーム 1 棟、駐車場 7 台分、駐輪場、通路等の設置です。申請地周辺の状況は、宅地に囲まれています。管理状況は、除草管理されていました。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 152 を 19 番委員お願いします。

19 番（佐々木大委員）

番号 152 を報告いたします。転用目的は、居宅、駐車場 4 台分、庭、通路等の設置です。申請地周辺の状況は、宅地と山林に囲まれています。管理状況は、除草管理されていました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。周辺農地への影響は、農地がないため問題はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 153 を 20 番委員お願いします。

20 番（中森昭悦委員）

番号 153 を報告いたします。転用目的は、重機駐車場 8 台分及び、通路等の設置です。申請地周辺の状況は、宅地と畑に囲まれています。管理状況は、除草管理されていました。農地区分は、10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地です。雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 45 号番号 145 から 153 の 9 案件について質疑を承りま

す。質疑ございませんか。5 番委員。

5 番（白川知則委員）

番号 145 について質問します。転用目的は、農業用倉庫ということですが、大型トラック駐車場、従業員駐車場、車両待機場等、農業と関係ない車両系の転用事由が多い。どのような形で農業用倉庫として使うのか、説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

こちらの譲受人は、平成 29 年 7 月設立の会社法人になります。法人登記簿の目的欄には、「農産物の生産、加工、販売及び、それらの受託。米穀の卸、販売、及び輸出業。」とあり、それらの事業を行う会社です。倉庫は保管用、大型トラックは、農産物の運搬用、駐車場は運搬に使われる大型トラックと従業員用という計画で伺っております。

議長（佐々木政直会長）

5 番委員，よろしいでしょうか。

5 番（白川知則委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。20 番委員。

20 番（中森昭悦委員）

番号 145 について確認します。転用面積が 4,120 平方メートルと大きいですが、大崎市の開発許可が必要ではないのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山栄大主査）

都市計画法第 29 条第 1 項、第 2 項のただし書きにある「農業など」に該当するため、開発許可は不要と伺っております。

議長（佐々木政直会長）

20 番委員，よろしいでしょうか。

20 番（中森昭悦委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。質疑がないようですので議案第 45 号番号 145 から 153 の 9 か件を許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 45 号番号 145 から 153 の 9 か件を許可相当と認め、県に進達いたします。

次に、議案第 46 号「農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について」番号 74, 75 の 2 か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 46 号番号 74, 75 の 2 か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 46 号番号 74, 75 の 2 か件について、許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 46 号番号 74, 75 の 2 か件を許可相当と認め、県に進達いたします。ここで、午後 2 時 50 分まで暫時休憩いたします。

〔午後 2 時 40 分から午後 2 時 50 分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは再開します。「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の承認について」番号 429 から 449 までの 21 か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 47 号番号 429 から 449 までの 21 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

11 番（佐々木正彦委員）

質疑がないようですので、議案第 47 号番号 429 から 449 までの 21 案件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 47 号番号 429 から 449 までの 21 案件について承認し、市に通知いたします。これで審議事項を終了いたします。

ここで事務局より、業務予定をお願いします。

事務局（竹内満博事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

そのほか事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか報告並びに連絡事項はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、全て終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚くお礼申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（桑添滋行事務局長補佐）

これをもちまして、令和 6 年度第 10 回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後 2 時 57 分閉会

大崎市農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 1 月 27 日

会 長 佐々木 政 直

委 員 高 橋 英理子

委 員 只 埜 和 臣